

徳島県告示第三百四号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和三年徳島県告示第六百二十三号（公共測量を変更する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年八月三十一日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事      飯   泉   嘉   門